



出張旅費日当や海外渡航費等の取扱い

「経理のプロ」になるために欠かせないのが「法人税」の知識。今回は「出張旅費日当や海外渡航費等」の取扱いについて解説します。

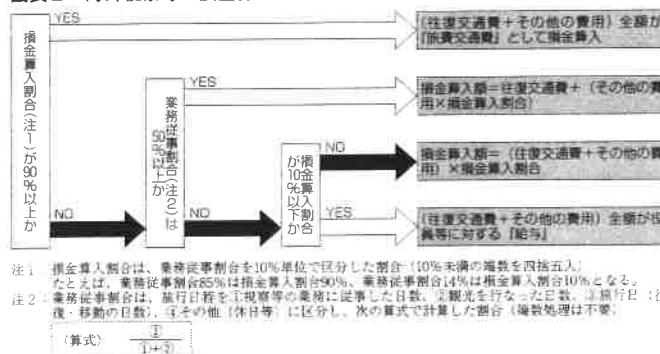
税理士
平井 満広

掲載テーマ(予定)	
①	受取配当等の益金不算入とは
②	外貨建取引について
③	出張旅費日当や海外渡航費等の取扱い
④	生命保険料の取扱い
⑤	留保金課税
※	使途秘匿金課税

図表1 マイカーや自転車で通勤する場合の非課税限度額

片道の通勤距離	月額限度額
2km未満	0円 (全額課税)
2km以上、10km未満	4,200円
10km以上、15km未満	7,100円
15km以上、25km未満	12,900円
25km以上、35km未満	18,700円
35km以上、45km未満	24,400円
45km以上、55km未満	28,000円
55km以上	31,600円

図表2 海外視察等の損金算入額の計算



- ① 観光ビザで入国する旅行は、原則「旅費交通費」にはなりません。
- ただし、出張先の事情で業務渡航のビザがおりにくい等の事情がある場合、「旅費交通費」に対して損金不算入となります。

ひらいみつひろ 平井会計事務所代表。「会計を通じて人を幸せにする」をモットーに、中小企業の経営改善や税務相談に力を入れています。

範囲内である

航空運賃は旅行先や旅行経路等

からみて通常必要と認められるかどうか、宿泊費や日当、支度金等は旅行先の物価事情や旅行目的、旅行期間等から妥当かどうかで判定されます。

通常必要と認められる金額の

主に観光目的で同業者団体等が主催する旅行は、原則「旅費交通費」となりません。

ただし、同業者団体が主催する旅行が海外視察と観光を併せて行なう場合は、旅行の内容(団体旅行部分の金額は「旅費交通費」となります)。

③ 観光目的の同業者団体旅行法は、図表2のとおりです。日数計算はおおむね8時間を1・0日と考

外旅行の場合は現地の滞在日数が4泊5日以内)

② 従業員の参加割合が50%以上(職場)ことで旅行する場合は事業所単位で判定)

③ 会社負担額が1人当たり10万円程度(従業員負担額がある場合は控除した金額)

たとえば、3泊4日の旅行でも従業員の参加割合が30%だと従業員等に対する「給与」となります。

一方で、1人当たり15万円の旅行でも従業員から5万円微収すれば、会社負担額が10万円となるため、他の要件も満たせば「福利厚生費」となります。

合理的な通勤経路でも「月額15万円」を超える通勤手当は超過部分が「給与」となります。

なお、役員に対する通勤手当が「給与」となった場合でも定期同

期の取扱いは、役員や従業員の通勤交通費を補てんするため支給する「通勤手当」の区分によつて以下のとおりです。

① 電車やバスで通勤する場合運賃・時間・距離等から合理的と判断される通勤経路による通勤定期券等の費用は「旅費交通費」として損金算入となります。新幹線を利用した場合の「新幹線定期代」も合理的であれば「旅費交通費」となりますが、グリーン車が利用できる「グリーン定期券」は合理的と認められないため、役員等に対する「給与」となります。

なお、定期券

が「旅費交通費」に該当すれば損金算入となるため、定期券の取扱いは、定期券の購入額が「旅費交通費」として損金算入となります。

② マイカーや自転車で通勤する場合自宅から勤務先までの片道の通勤距離(通勤経路に沿った長さ)に応じて、図表1の金額が「旅費交通費」となります。限度額を超える金額は、役員等に対する「給与」とします。

額給与に該当すれば損金算入となるため、定期券の取扱いは、定期券の購入額が「旅費交通費」として損金算入となります。

額給与に該当すれば損金算入となる

りります。

ママイカーや自転車で通勤する

場合

自宅から勤務先までの片道の通

勤距離(通勤経路に沿った長さ)

に応じて、図表1の金額が「旅費

交通費」となります。限度額を超

える金額は、役員等に対する「給

与」とします。

や従業員は所得税等が非課税)。

通常必要とされる範囲は、次の

事項を勘査して判定されます。

① 役員と従業員との間でバラン

スが保たれているか

役職に関わらず、支給基準を満

たした全員に日当を支給する必

があります。日当を「役員のみ支

給」とすると「旅費交通費」と認

められず、「役員賞与」として損金

不算入となります。ただし、役職

によって支給額に差をつけること

あります。ただし、手続までは

税務署への届出や申告書への記載

といふた手続はありません。

ただし、日当を支給する場合は、

少額であつても役員等に対する「給与」とな

ります。

出張の有無に関わらず毎月定額

が、社長の国内出張で1万円程

度)の金額は一般的に問題ないと

されています。

出張の有無に関わらず毎月定額

が、社長の国内出張で1万円程

度)の金額は一般的に問題ないと

されています。